

(沿革) 昭和三十九年一月 十二日 制定
昭和三十九年二月二十七日 一部改正施行
昭和四十一年二月 一日 一部改正施行
昭和四十七年二月 一日 一部改正施行
昭和五十三年二月 一日 一部改正施行

第一章 総則

第一条 本規定は、北村部落住民の権利及び義務を保障し、部落自治行政の円滑と部落秩序の維持を目的とする。

第二条 本部落住民の意思表示は、各世帯主において行使する。ただし、成年に達した世帯員で代理することができる。

第三条 自治規定に関していう部落民とは、総会の認めた世帯主をいう。

第四条 本部落民は、部落共有の財産营造物を共有する権利を有し、部落の経費分担と公事の賦役を負担する義務を有する。

第五条 本部落において財産収益を配分する場合、平等権を認める者は次の各項の一つに該当する者に限る。

一、本規定実施前より本部落に居住し第四条の義務を履行している者

二、新たに本部落に住居を構え、部落民として認められて満十年を経過し、第四条の義務を引き続き履行している者

第六条 本部落外に挙家転住する部落民は、無条件で本部落に間する財産権等一切の権利を放棄しなければならない。

第七条 部落自治行政の執行上、規定の設定を要するものを次の通り決める。

- 一 部落経費の賦課徴収に関する規定
- 二 北村部落簡易水道の維持管理に関する規定
- 三 北村公民館及び同管理規定
- 四 北村部落共有地規定
- 五 神社の護持祭祀に関する規定
- 六 会議規定
- 七 諸給与規定
- 八 各種災害に対する警防並びに其の復旧に関する規定
- 九 その他の規定

第八条 本部落に次の行政区を設ける。

- 第一区 (部落横断の粟谷道路以東の地区)
- 第二区 (粟谷の道路以西山口義則宅以東の地区)
- 第三区 (山口幸雄宅、森田良雄宅以西広瀬全般の地区)
- 第四区 (のぼり竿以奥上村土居迄)
- 第五区 (曲り以奥河原畠河北地区)
- 第六区 (落河内全区)
- 第七区 (杣小屋全区)

第九条 本部落の年度は、定期総会開催の日から翌年定期総会開催の前日までとする。

第二章 代議機構

第十条 本部落に代議委員会を設け、部落民の意思を代議する。

第十一条 代議員の数は二十二名とし、区毎に左の員数を選出する。

- 第一区 六名
- 第二区 四名
- 第三区 四名
- 第四区 四名
- 第五区 二名
- 第六区 一名
- 第七区 一名

第十二条 代議員の任期は二ヶ年とする。ただし、欠員の生じた場合は直ちに該当の地区より選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第十三条 代議員は、代議員会に出席して、部落長の提出する議案について審議する。

第十四条 代議員会には代理出席及び議決権委任はできない。

第十五条 代議員は代議員会に出席し、五名以上の賛成を得て議案を提出することができる。

第十六条 当初の代議員会において正副議長各一名を互選し、任期は二ヶ年とする。正副議長に支障のある時は互選により仮議長を設ける。

第十七条 代議員会の開催は三分の二以上の出席がなければならない。議事の運営は総会会議規定に準じて行う。

第十八条 代議員会は部落長が議案を具して三日前に召集する。ただし、急を要する場合はこの場限りではない。

第十九条 部落長は代議員会開会時刻を公民館前に公示する。会議は原則として公開とする。

第二十条 代議員会は定例会と臨時会に分ける。

2 定例会は年二回とし、議長においてあらかじめ通年に配分する。

3 臨時会は部落長が必要と認めた時、又は、代議員の三分の一以上の請求ある時これを開く。

第二十一条 代議員が流会となった場合、部落長は再召集する。この場合は定足数に達しなくとも会議は成立する。

第二十二条 代議員は出席代議員の過半数をもって決定する。

第二十三条 部落長は、左記の事項は案を具して代議員会に提出しなければならない。

- 一 規定、又は、細則の設定改廃
- 二 事業計画、及びこれに伴う歳入歳出の予算
- 三 決算の認定
- 四 使用料、手数料、分担金、其の他部落民に対する賦課徴収
- 五 公事に対する夫役、現品の賦課徴収
- 六 財産の処分積立に関する事項
- 七 其の他部落共有の利害に影響をもたらす一切の事項

第二十四条 代議員は、あらかじめ部落事務の取り扱い部門ごとに常任委員として配置し、代議員会が委託した事項につき審議決定し、次回の代議員会に報告する。

第二十五条 受任委員の任期は代議員の任期中とする。ただし、議員並びに全員の承認する時は1ヶ年を単位として部署に変更をすることができる。

第三章 執行機関

第二十六条 本部落の自治運営の事業を統括執行するため次の役員を置く。

部落長 1名

常任執行委員 5名

一般執行委員 7名

第二十七条 部落長は、本部落の自治運営の代表責任者として、各執行委員を統括し、部落事務を処理する。

第二十八条 部落長及び執行委員は次の基準により選出する。

2 一般執行委員は当該年度の各区長をもってこれに当てる。

3 部落長及び常任委員は部落総会において全部落区で選挙により選出する。

4 部落長及び常任委員の任期は二ヶ年とする。ただし、役員に欠員を生じたときは後任者は前任者の残任期間とする。

第二十九条 部落長の代理は総務部長が行う。

2 部落長及び常任執行委員に欠員を生じた場合は次期総会で選任する。

3 一般執行委員は二十日以内に選出する。

第三十条 部落長は、次に定める自治運営事務により各執行委員の分掌を定める。

一 総務部 時事事項の対策措置、部落を代表する全般事務の対策措置、代議委員会、総会の取扱運営、消防団の維持管理、その他

二 会計部 部落経理に関する一切の事務

三 林野管理部 共有森林の管理保護、分取造林地の保護育成対策、共有林野の使用権整理改廃

四 建設土木部 交通の適正、部落公共土木の建設推進、水道水利の管理維持、各種災害対策

五 教養厚生部 社会教化の推進、公民館活動、部落内各種団体活動の強化助成、神社の護持

第三十一条 各部は部長を互選する。

2 会計部長は会計事務を担当する。

第三十二条 本部落に監査員二名を置く。

2 監査員は代議員中より互選する。

3 監査員は、部落の出納を監査し、また予算に計上してある事業の執行状況を監査督励する。

4 監査員の任期は二ヶ年とする。

5 監査は年二回とし、八月と年度末に行うほか、必要と認めた場合に行い、次期代議員の報告しなければならない。

第四章 総 会

第三十三条 総会は、定期総会と臨時総会に分ける。定期総会は毎年一回開く。

第三十四条 総会は部落長が招集する。

第三十五条 総会は一戸一名の世帯主をもって構成する。

第三十六条 出席者は、総会招集の当日定刻までの会場に到着し、その旨を届出ねばならない。

2 総会に欠席しようとするときは、その事由を部落長に届けなければならない。

3 世帯主が止むを得ない事故のある時は、代理を認める。ただし、代理人は同一世帯内の成年者に限る。

4 無届欠席者に関しては過怠金を徴することができる。その金額は部落協定の日賃金に準じこれを下らず、また、二倍に達しない範囲において部落長が定める。

第三十七条 総会は三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

第三十八条 定期総会は、毎年二月一日に最も近い日曜日に開き、代議決定事項に徹底を期すると共に全部落区選出の役員を選出する。そのほか部落長の提出議案のある場合はこれを審議する。

2 臨時総会は代議員会において必要ありと認めた場合及び部落民の三分の一以上の要求のある場合はこれを開く。

第三十九条 左の事項は代議員会の審議を経て総会の議決を要する。

- 一 規定の改廃
- 二 固定資産の取得及び処分
- 三 基本財産の造成及び処分
- 四 諸手当の支給額
- 五 賦課金の賦課率に関する事項

第四十条 本部落の規定及び細則の改廃は、総会の三分の二以上の賛成を必要とする。

第五章 会 計

第四十一条 本部落の会計は、一般会計と特別会計に区分する。

2 一般会計は予算、決算制とする。

3 特別会計は、財産特別会計、基本財産特別会計、融通金特別会計、水道維持特別会計、その他臨時的なものとする。

第六章 臨時規定

第四十二条 本部落は、二年以上の短期と思われる臨時的規定について臨時規定綴りを作り、規定遵守の円滑を図らなければならない。

第七章 附 則

一 本規定は昭和三十九年度より施工する。

二 本規定第七条を以って指示する規定及び細則は本規定実施までに審議制定を要する。

三 本規定中にある任期は第一期に限り1ヵ年とする。

部落経費の賦課徴収に関する規定

(沿革) 昭和三十九年一月 十二日 制定

昭和三十九年二月二十七日 一部改正施行

昭和五十三年二月 一日 一部改正施行

第一条 本部落の経費は財産収入、寄付金、補助金、雑収入のほか、賦課金をもってあてる。

第二条 部落長は、部落の事業並びにこれに附帯する事業の経費を部落民に賦課することができる。

第三条 部落長は賦課金の賦課にあたり、民等調査委員会（以下、「委員会」という。）

2 委員会の委員は、各区より二名（ただし、六区、七区は各一名とする）を選出し、委員会は部落長が必要に応じて招集する。

3 委員会の会議は、会議規定に準じて行う。

第四条 部落民は、賦課金の支払いについて相殺をもって部落に対抗することはできない。

第五条 部落民は賦課金納付の義務を有し、これを期限までに履行しない時には、その期限後一日につき、未納金額の五百分の一に相当する金額を過怠金として徴収することができる。

第六条 部落長は部落民に対し、災害、其の他必要と認められたときは、賦課金を減免することができる。

附 則

本規定は、昭和三十九年度より施行する。

北村部落簡易水道維持管理規定

(沿革) 昭和三十九年一月十二日制定

昭和三十九年二月二十七日施行

昭和四十四年二月一日一部改正施行

昭和五十一年二月一日一部改正施行

昭和五十三年二月一日一部改正施行

第一条 北村部落簡易水道の管理については、部落自治規定に定めるもののほかにはこの規定による。

第二条 この水道の管理責任者には部落長があたる。

第三条 水道管理責任者(部落長)は、水道の維持管理を各区より一名選出した水道委員に委任する。

2 委員の中より委員長を互選し、委員長は業務を統括する。

水道委員の任期は二ヶ年とする。

第五条 水道委員には手当てを支給する。

第六条 水道委員の施設の維持保全のため万全を期せねばならない。

第七条 この水道の維持管理に必要な経費は、水道使用者に賦課する。ただし、特別の場合は部落支弁とすることができる。

第八条 この水道の維持管理は次の賦課率によって賦課徴収する。

賦課歩合 戸数割 二割

従量割 八割 ただし、五百立方メートル以上については超過分の倍額を加算する。

ただし、特別な使用者に賦課についてはこの限りではない。

第九条 水道維持管理経費の賦課は、年一回とし、年末に徴収する。

第十条 水道維持管理責任者は、毎年十二月一日現在の量水器の示す水量を調査し、賦課基準をつくる。

第十一条 水道施設の維持管理に必要な人夫は、部落公事人をもって労務にあてる。

第十二条 水道施設の管理区分は、取水口より各戸量水器までを部落管理とし、蛇口までを各戸管理とする。

第十三条 水道委員は、水道施設の修繕に必要な器具・備品を常時完備し、器具使用者について使用料を、備品使用者には実費を、修繕修理については手数料をおのおの徴収する。

第十四条 器具使用料並びに修理の手数料については部落役員、水道委員会議により決定する。

第十五条 この水道施設のうち消火栓の管理については消防団があたる。

第十六条 新たに水道を引き込む世帯は、代議員会で定めた加入金を部落に納める。ただし、工事費は本人負担とする。

第十七条 この規定に定めなき事項については、必要のある場合管理責任者は代議員会にはかり処理する。

附 則

本規定は、昭和三十九年度より施行する。

北村部落共有地規定

(沿革) 昭和三十九年一月十二日制定

昭和三十九年二月二十七日一部改正施行

昭和五十二年二月 一日一部改正施行

昭和五十三年二月 一日一部改正施行

第一章 総則

第一条 北村部落共有地とは、第二条にいう部落共有地をいい、この共有地は若干名の登記名義人によって搭載するを原則とし、登記に関しては別に定める。

第二条 北村部落共有地(以下、単に「共有地」という。)は、管理の便宜により管轄地、分取造林地、木樵山、使用権付与地、採草地、神社有地とし、部落長は管理区分により北村部落共有台帳を作成する。

第三条 共有地に、道路その他公共施設を設定するにあたり部落が必要と認めた場合、土地は無償で返還する。ただし、地上物件については弁償する。

第四条 共有地より生じた利益金は、これらの土地の管理並びに北村部落公共の福祉のために使用することを原則とする。なお、これらの共有地に関する経理は特別会計とする。

第二章 直轄地

第五条 直轄地とは部落が直接使用管理するものをいう。

第六条 この土地の経営管理については、次の場合に限り部落長が専決処分することができる。

- 一 立木等を売却するときは三十万円
- 二 経営費の支出については十万円

第三章 分収造林地

第七条 分収造林地とは、共有地の一部土地の使用権を県、営林署、造林公団等に提供し、立木を売却したときにその売上金のうち一定歩合金を北村部落に受領するように前記団体と契約した土地をいう。

第八条 部落長は、前条により契約した契約書の保管を厳重にして毎年点検し、その時々々の社会政治情勢に適合するよう考慮すること。

第九条 契約の相手方の立場を尊重して強調すること。

第十条 部落長は分収造林地保全のため、それぞれの分収林に看手を置くことができる。

第四章 木樵山

第十一条 木樵山とは、共有地の一部を部落が部落民に対して使用管理を委託した林野である。

第十二条 前条にいう木樵山は、その使用管理の権利を他人に譲ってはいけない。

第十二条の二 木樵山はその使用者から分収造林の申請があった場合は、部落総会の許可をえて土地を提供することができる。

- 2 造林上の管理は第三章に準拠し部落長が管理することを原則とする。
- 3 分収金は四分の三を該当使用者者に分与する。

第十三条 この土地は、次の場合には委任された使用管理の権利を北村部落に返還しなければならない。

- 一 部落民が挙家部落外に転居したとき
- 二 部落費を二年以上納めなかったとき
- 三 部落民の属していた世帯全員が死亡したとき
- 四 前例の規定に違反したとき

第十四条 部落民として認められて後、いまだに木樵山を有しない者にたいしては、第十一条にいう木樵山を交付することができる。

第十五条 前条の場合、交付を受けようとする者が部落にたいしてその旨を申請した時は、部落は木樵山の通称あがり山（第十三条により返還された土地）の有無を確かめ、次期代議員会にはかり決定する。

第十六条 第十三条により、木樵山を部落に返還する場合といえども、立木を売却した者が部落長の認めた代理人をして部落に対して義務に履行にあたらせるときに限り、立木の搬出を六ヶ月以内に猶予する。

第五章 使用権付与地

第十七条 使用権付与地（単に、「使用地」という。）とは、共有地の一部を使用料を徴収して個人又は団体に使用権を付与した土地をいう。なお、部落内の公認の団体に特定の条件をもって使用させている土地は使用区分に属する。

第十八条 使用地を三段級に分ち使用料を毎年徴収する。

第十九条 使用権付与地管理台帳を作成し、使用料の徴収その他の管理の原簿とする。

第二十条 使用者及び管理者が、使用地の使用権を他に譲渡しようとする場合は、次に該当する者とし、部落長の許可を得て譲渡すること。

- 一 部落民及びその世帯内の成年者

第二十一条 使用者が挙家部落外に転居した場合は第四章第十三条の規定を適用する。

第二十二条 使用地の使用価値等に著しく変改を生じた場合には、使用者は部落に対して使用料の改正を申請することができる。

第二十三条 使用者が使用料を納期期限満1ヶ年を過ぎてもなお部落に納めない時には、その土地に使用権は消滅する。

第六章 採草地

第二十四条 採草地とは、共有地の一部を採草の目的をもって一つの区（自治規定第六条参照）又は二つ以上の区が協力して専ら管理している土地であるが、次の場合には部落総会の承認を必要とする。

- 一 採草の目的以外に使用しようとするとき

二 一部区割りを変更しようとするとき

第二十五条 採草地地域内に、一つの区又は二つ以上の区が共同して、それらの団体の財源とするために植林することを部落が許可したものについては、部落としては採草地として取扱う。

第二十六条 採草地を各区がそれぞれ管理するにあたっては、従来の慣習と善意によること。

第七章 神社有地

第二十七条 宗教法人たる北村神社社有地の林野については、従来よりその実体は部落有と同一に扱ってきたものである。故に北村部落共有地規定の一章として次のことを申し合わせた。

第二十八条 宗教法人、関係規定等を尊重して第二章直轄地の規定を準用する。

附 則

この規定は、昭和三十九年度より施行する。

部落共有地登記に関する細則

(沿革) 昭和四十一年二月一日制定施行
昭和五十三年二月一日一部改正施行

第一条 この細則は北村部落共有地規定第一条の「この共有地は若干名の登記名義人によって登載するを原則とする」により定めるものとする。

第二条 北村部落共有地の登記は代表登記名義人（以下、「名義人」という。）五名によって登記する。ただし、必要により五名以内二名以上とすることもできる。

第三条 名義人は、北村部落自治規定第一章第三条に定められた部落民をもってこれにあてる。

第四条 名義人の選出は部落総会において選出する。

第五条 名義人の年限は、変更登記の日より十ヶ年とする。

2 年限内において名義人に欠員が生じた時には、ただちに、名義人を選出して変更登記する。ただし、この期間は前任者の残任期間とする。

3 年限内において名義人の変更をしようとする時は、部落総会の決議を要する。

第六条 北村部落共有地の登記に関する経費は部落が負担する。

第七条 北村部落は、名義人から北村部落共有地である旨の念書を受取りこれを保管するものとする。この念書の様式は別に定める。

附 則

この附則は昭和四十一年二月一日より施行する。

会 議 規 定

(沿革) 昭和三十九年 一月十二日制定
昭和三十九年 二月二十七日施行
昭和五十三年 二月一日一部改正施行

第一章 総 則

第一条 本規定は、部落総会及び代議員会における会議運営の基本を示すを目的とし、部落関係の会議には通常この規定を準用する。

第二章 総会会議規定

第二条 部落長は、集席数が定数に達した時は、成立の旨をのべ開会を宣告する。

第三条 部落長は、総会にはかり議長の選任を行う。

第四条 議長は、議事の正確を期するため議事録署名委員二名を指定する。

2 総会には会議書記二名を置く。

第五条 総会の会期は、総会にはかりこれを定める。

第六条 前条の規定にかかわらず、議長は総会にはかりこれを決することができる。

第七条 会議は、午前八時以降部落長の指定する時刻に開き午後七時以内に閉じる。

2 前項の規定にかかわらず、開会の必要ある場合は夜間といえども招集することができる。

第八条 議長は議案を議題とする時はこれを宣言しなければならない。

第九条 議長は議題とした議案につき、提案者に議案の説明をさせる。

- 第十条 総会において発言する時は議長と呼び、自己の氏名を告げ議長の許可を得て発言しなければならない。
- 2 二人以上発言を求めた時は議長の許可する順番にしなければならない。
- 第十一条 発言はすべて簡明にし演壇又は自席において起立し行なわなければならない。ただし、特別の場合で議長の許可を得た時は座したまま発言することができる。
- 第十二条 議長が議題について意見を述べようとする時は議長席をさがらなければならない。
- 第十三条 発言は議題外にわたることができない。
- 2 議長は発言が議題外にわたるか又は不必要と認めた時はこれを制止することができる。
- 第十四条 議長は議案につき質疑応答、討議の上これを表決する。ただし、議案につき必要あるとき読会を用いることができる。
- 第十五条 議長は議案審議について必要と認める時は会議にはかり委員会を設けることができる。
- 第十六条 議長は委員会で審議した事件を議題とする場合は、委員会にその経過及び結果を報告させ、次に少数意見保留者にその意見を報告させる。
- 第十七条 委員の選出方法は本会議にはかり決定する。
- 第十八条 委員会は委員長一名を互選しなければならない。
- 2 委員長は委員会の会議を整理し其の秩序を保持する。
- 3 委員長は委員会の経過及び結果を速やかに報告しなければならない。
- 第十九条 委員会は必要に応じ傍聴人を禁止することができる。
- 第二十条 委員会が付託された事件の審議をせず、その経過及び経過の方向をしない場合は、議長は総会にはかり改選することができる。
- 第二十一条 本会議において委員会に案件の審議を付託した場合、本会議を続行するには委員会の承認を得て行う。
- 第二十二条 動議は五名以上の賛成者がいなければ議題とすることができない。
- 第二十三条 部落長は部落民三分の一以上の連名をもって提出された案件は総会に提出しなければならない。
- 第二十四条 提出した議案及び動議で否定されたものはその会期中に再び提出することができない。
- 第二十五条 議長は議案につき質疑又は討論につき発言のないとき、又は発言を終わったときは、質疑及び討論の終結を宣言しなければならない。
- 第二十六条 議長は表決に付するときは議題を宣言しなければならない。
- 第二十七条 議長へ表決にあたり、出席員数が議決の定数に達しているかどうかを確かめねばならない。
- 第二十八条 表決の方法は、挙手、起立、投票、又は簡潔表決による。
- 第二十九条 本会議は多数決とする。
- 2 可否同数の場合は議長が決する。ただし、動議の場合は、絶対多数をもって決する。
- 第三十条 表決に付する順序は、否決説を先とし修正案を次とし原案を後とする。
- 2 二つ以上の修正案があるときは、原案に最も遠いものから先にし、区別が判然としない場合は議長がこれを定めて表決に付する。
- 第三十一条 議長は、出席者にして酒気を帯びその他の原因により議場の秩序を乱すと認められる者はこれを制止し、又は、発言を取消させ、なお、その命令に従わない者はその会議が終わるまで発言を禁止し、又は、議場外に退去を命ずることができる。
- 2 議長は議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は、中止することができる。
- 第三十二条 議事録に記載する事項はおおむね次の通りにする。
- 一 開会、閉会に関する事項及び年月日時刻
 - 二 開議、休憩、延会、中止及び散会の月日時刻
 - 三 出席、遅参及び早退者の氏名
ただし、出席簿の記載により省略することができる
 - 四 説明のために出席した関係者の氏名
 - 五 会議で行った選挙の顛末
 - 六 議長及び委員長の報告要旨
 - 七 会議に付した議案の題目
 - 八 議案となった発案、発議又は動機の要旨、及びその提出者の氏名
 - 九 議決の要項
- 一〇 表決の数を計算したときはその数
- 一一 その他、議長又は、会議で必要と認める事項
- 第三十三条 発言者が発言をとり消し、又は、議長が取消を命じた発言は議事録に記載することはできない。
- 第三十四条 この規定を改廃する場合は総会の議決を必要とする。

附 則

この規定は、昭和三十九年度より施行する。

諸給与規定

(沿革) 昭和三十九年一月十二日制定
昭和三十九年二月二十七日一部改正施行
昭和四十五年二月 一日一部改正施行
昭和四十八年二月 一日一部改正施行
昭和五十三年二月 一日一部改正施行

第一条 本部落はその提供する労働にたいして弁償するを原則とする。ただし、全員出役に基づく労役等にたいしては弁償しない場合がある。

第二条 部落長及び会計部長、氏子総代、用務員には年俸を支給する。また、年俸のほか旅費の実費を支給する。ただし、特別の事態が生じ年俸が過少と認められる場合は、特別の処理をすることができる。

2 水道委員には手当のほか旅費日当を、分取造林地看守には看守手当を支給する。

3 以上二項に該当する者のほかは日当及び旅費を支給して労働を弁償する。ただし、代議員会には日当を支給しない。

第三条 年俸及び日当等の額は総会で決定する。

附 則

この規定は、昭和三十九年度より施行する。

部落公共事業補助規定

(沿革) 昭和三十九年二月二十七日制定
昭和三十九年十月 三日施行
昭和五十三年二月 一日一部改正施行

第一条 北村部落内において、公共の福祉に貢献するとみなされる施設、並びに事業にたいしこれらを助成するための補助金を交付することができる。

第二条 部落が助成する補助金の交付率は次の通りとする。

- 一 町道布設、拡張、改修及び補修の地元負担金の百分の三〇
- 二 その他の道路の新設及び改修事業のうち地元負担金の百分の二〇
- 三 その他の施設及び事業については代議員会の決議による

第三条 前条により部落補助金を受けようとするものは、事業の計画書をそえ補助申請書を部落長に提出しなければならない。

第四条 補助申請書を提出した者は、当該施設及び事業が完了後すみやかに事業費明細書を部落長に提出しなければならない。

第五条 部落長は、補助申請書及び事業費明細書が提出されたときは、代議員会にはかり補助金交付の可否及び補助額の決定をしなければならない。

第六条 本規定による補助金は、部落共有地規定による特別会計の余剰金をもってこれにあて、補助金の交付は余剰金が生じた場合に交付するものとする。

附 則

本規定は、昭和三十九年十月三日より施行する。

基本財産蓄積に関する規定

(沿革) 昭和三十九年十月三日制定施行
昭和五十三年二月一日一部改正施行

第一条 北村部落は、将来の部落発展と有事の事態に備えるため基本財産の蓄積をするものとする。

第二条 基本財産の種類は次のとおりとする。

- 一 北村部落基本財産
- 二 北村神社基本財産
- 三 外部出資基本財産

第三条 北村部落基本財産の蓄財は、直轄造林地、分取造林地より得られる純収益の百分の五を基本財産として蓄財しなければならない。

第四条 北村神社基本財産は、神社有財産より生じた収入の内より蓄財する。

第五条 外部出資基本財産は、必要が生じたその都度出資し基本財産とする。

第六条 基本財産の預金先は次の通りとする。河原町農協協同組合及び銀行、郵便局とする。

附 則

本規定は、昭和三十九年十月三日より施行する。

神社の護持祭祀に関する規定

(沿革) 昭和五十三年二月一日制定施行

第一条 この規定は、本部落内の北村神社、高山神社、稲荷神社を護持し、氏子にこれが崇敬の念を高揚し護持祭祀の万全を期するを目的とする。

第二条 神社の護持は、宮司、氏子、氏子総代これにあたる。

第三条 宮司は直接、神社に奉仕し神道高揚に専心することを旨とする。

第四条 氏子は、北村部落民であり護持にあたって応分の負担を受ける者である。

第五条 氏子総代は、氏子を代表し神社の護持祭祀にあたる。

氏子総裁は四名とし、北村部落の総会において選出し、任期は四ヶ年とする。

2 氏子総代は互選により総代長を選任する。

3 総代長は、氏子総代を代表し総代会の協議により総括的な運営にあたる。

4 総代会は当番総代を指定し、年間、神社の祭祀にあたる。当番総代の任期は一ヶ年都し総代交互にその任にあたる。

第六条 神社の祭祀は小祭、中祭、大祭、特大祭とし、次のとおり取り行う。

2 北村神社等の祭典は別表に定める月に取り行うものとし、秋季大祭は特別大祭、春季祈年祭及び秋季新嘗祭は大祭、農後総ごもり、総日待は小祭とし、その他は中祭とする。

第七条 北村部落は神社の護持のため次の事業を行う。

一 営繕事業

二 祭典

三 基本造成

四 神社崇敬に関する事業

五 その他の事業

第八条 事業に要する経費は部落が負担する。

第九条 神社の護持にあたり緊急を要する場合は、総代及び部落長にて処理することができる。

(別表)

祭典とその月

一 月 元旦祭、成人祭

三 月 建国祭、祈念祭、稲荷祭、総日待

四 月 高山神社祭

五 月 天皇誕生祭、憲法発布記念祭、子供の日祭

六 月 農後総ごもり

七 月 愛宕祭

八 月 輪くぐり祭、風鎮祭、三滝祭

十 月 秋季大祭

十一月 文化の日祭、新嘗祭

十二月 大祓祭

(参考)

祭器

神輿一 櫛一 鉦(大破)一 獅子一 太鼓一 幟一 刀剣一 笛一 鈴一

附 則

1. 神社の護持祭祀に関する規定(昭和三十九年一月十二日施行)

2. この規定は、昭和五十三年二月一日より施行する。

北村部落選挙規定

(沿革) 昭和五十三年二月一日制定施行

第一条 北村部落の選挙はこの規定による。

第二条 北村部落自治規定第三条の北村部落民は選挙権、被選挙権を有する。

第三条 議長は選挙管理者となり、当該選挙の有権者中より五名の委員を選任し、投票、開票の事務をさせる。

第四条 選挙管理者は、あらかじめ作製せる投票用紙を有権者に配布しなければならない。

第五条 選挙は単記無記名を原則とする。ただし、連記無記名とすることもできる。

第六条 開票において次の投票は無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いていないもの
- 二 単記投票で二名以上を記載したもの
- 三 連記投票で選挙すべき所定の人員以上を記載したもの
- 四 氏名が明確でないもの

第七条 当選人は有効投票の最多数を得た者より順次決める。ただし、得票同数の場合は抽選により決定する。

第八条 選挙管理者は、開票の結果をすみやかに報告する。

附 則

- 1 北村部落役員選挙規定(昭和四十年二月一日施行)は廃止する。
- 2 この規定は、昭和五十三年二月一日より施行する。

各種災害に対する警防並びに其の復旧に関する規定

(沿革) 昭和三十九年一月十二日施行
昭和三十九年二月二十七日施行
昭和五十三年二月一日一部改正施行

第一条 この規定は、北村部落並びに北村部落民の生命、身体及び財産を災害から保護し、秩序の保持と公共の福祉の確保をはかるを目的とし、災害の防除、災害による被害を軽減するため消防団を設置する。

第二条 消防団員は、本部落在住の十八歳より三十五歳迄の男子とし、団長は団員中より選出する。

第三条 消防団は不事災害に対応するため、常時団員の訓練及び機械の点検をする。

第四条 消防団は、町消防団の方針に従い部落住民に災害防止思想の普及徹底をはかる。

第五条 災害発生時に際しては、消防団は率先し災害を最小限に止めるべく総力をあげて務めるとともに、部落住民も前記目的に向かって一致協力しなければならない。

第六条 部落内に災害が生じたときは、部落長は直ちに復旧事務所を設置し、消防団、部落住民を統轄し率先し復旧の万全をはからなければならない。

第七条 部落住民は協力して早期復旧に務めなければならない。

第八条 部落長は災害の性質により、町及び県にたいしてその援助を受けるよう努めるものとする。

第九条 消防団に関する費用は部落で負担する。

第十条 部落は消防に関する施設を設置し、これの管理は消防団があたる。

附 則

この規定は、昭和三十九年度より施行する。

北村公民館規定

(沿革) 昭和二十五年二月十日制定施行
昭和四十七年二月一日一部改正施行

第一条 本館は北村公民館と称し、西郷地区公民館の分館としての機能を有する。

第二条 本公民館は本部落の自主的研鑽により、実際生活に即する文化的教養の向上に務め、あわせて情操の純化をはかり、明朗健全なる本部落振興のための社会教育機関とする。

第三条 本館は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 一 別に定める公民館管理
- 二 企画運営、館舎修理、連絡統合
- 三 学術文化に関する事業により教養の向上、情操の純化をはかる。

教養講座の開設、図書館の充実と活用

四 農業の科学的指導と振興をはかる、生産技術講座の開設・研究会・発表会の開催・参考品などの技術図解の展示

五 近代社会への基礎的啓発事業の遂行・道徳心の高揚・迷信の排除・保健衛生の教化・生活改善の指導

第四条 館長には部落長をあてる。

第五条 公民館運営委員会は部落執行部で組織し、委員長は館長が兼務する。

第六条 主事一名、主事補佐一名は委員会で選任する。

第七条 本館運営に関する費用は部落の負担とする。

附 則

この規定は、昭和二十五年二月十日より施行する。

北村公民館管理規定

(沿革) 昭和三十九年一月二十五日制定施行
昭和四十七年二月一日一部改正施行

第1章 総 則

第一条 この規定は本公民館の運営及び管理の円滑化を図り公民館使用上の管理体系を組織づけると共に館舎の永久保存の万全を期するを目的とする。

第二条 この規定は本部落民はもとより部落住民外に対してもこの規定の定める範囲を越えることはできない。

第三条 本規定の遂行に当り万全を期するために運営委員会を設けることができる。

第四条 前条における管理委員会は公民館運営委員会が兼務するを原則とする。

第五条 管理委員会委員長は管理会の代表権及び執行権等の管理に必要な権限の代理管理者(以下、「管理者」という)、となる。

第2章 管理委員会及び委員

第六条 管理委員長は館長が任にあたり副委員長は主事があたり委員は管理委員がその任にあたる。

第七条 管理委員会には委員長一名、副委員長一名、委員若干名を置く。

第八条 管理委員会は公民館運営委員成立年度と同時にその委員会を構成しその任にあたるものとする。

第九条 運営委員は毎年度初めに委員会を開催し管理方針を決定しなければならない。

第3章 管理及び使用並びに権利

第十条 管理委員会は管理分担を毎年度初めに決定し適切な場所へ約一週間公告するものとし、少なくとも一ヶ月以内に行わなければならない。

第十一条 管理分担に関しては委員会において決するものとする。ただし、管理目的遂行のため特に次の管理区分及び管理者を決しなければならない。

- 一 総体的管理
- 二 各室別管理
- 三 鍵保管責任者
- 四 細則の設定
- 五 その他必要を認めたる区分等

第十二条 管理者は使用責任者の届出により使用上の権利を与えると共にその責任を負うものとする。

第十三条 管理者は本館使用責任者に対して所定の手続及び日誌記帳等を行わせなければならない

第十四条 本館全部、又は、一部の使用に当たっては、何人といえども管理者に届出てその許可を得なければならない。ただし、日常一般に開放及び特別に部落民の生活並びに福利のために公開せる場合はこの限りでない。

第十五条 前条の場所は毎年度部落総会後一ヶ月以内に詳細を管理委員会が適当な場所に公告する。ただし、前条但し書の項については、使用目的が営業を目的にしたり営業的色彩を帯びる場合及び夜間に使用する場合は、責任者はその旨を管理者に届出その許可を得なければならない。

第十六条 本館を使用するに当たっては所定の使用料を前納するを原則とする。

第十七条 本館使用料金額は、毎年度初めに管理委員会が決定し、本館の適当な場所に告示する。

第十八条 使用者は使用上、故意または過失によって破損、損傷等管理目的に反する行為及び事故のある時は、即刻、管理者へ届出調査を受けた後その責任を明らかにせねばならない

第四章 罰 則

第十九条 本館使用に当って、本目的に反する行為及び本規定を遵守しない使用者に対しては使用を一時停止させることができる。

第二十条 本館使用上及びその他の場合、故意又は過失によって損傷破損が起きたる場合は損害に一部又は全額を該当者へ負担させることができる。

第二十一条 前条の規定において、該当者が成人に達せざる場合その親権者がその責を負うものとする。

第二十二条 罰則については、管理委員三名以上で構成する特別委員会を設け良心的判断のもとこれを決裁する。

第二十三条 特別委員会は管理者が必要と認めたる場合にこれを召集する。

附 則

第二十四条 本規定の改正に当っては北村部落総会の議決を得た時に効力を発生する。

第二十五条 本規定、昭和三十三年一月二十五日北村部落臨時総会の承認を受けてより施行する。

